

# ○尾道市水道給水条例施行規程

平成元年5月10日  
水道部管理規程第6号  
改正 平成8年4月1日水管規程第4号  
平成10年3月26日水管規程第2号  
平成15年3月13日水管規程第3号  
平成15年6月30日水管規程第9号  
平成31年4月1日上下水管規程第8号  
令和元年12月16日上下水管規程第4号  
令和2年3月12日上下水管規程第2号  
令和4年3月31日上下水管規程第3号  
注 平成31年4月から改正経過を注記した。

尾道市水道給水条例施行規程(昭和43年水道部管理規程第4号)の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
  - 第2章 給水装置の工事(第3条—第7条)
  - 第3章 給水(第8条—第11条)
  - 第4章 料金及び分岐負担金並びに工事負担金(第12条—第19条)
  - 第5章 雑則(第20条—第22条)
- 付則

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、尾道市水道給水条例(昭和36年条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平31上下水管規程8・一部改正)

(共用給水装置を使用できないもの)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、共用給水装置を設置し、又は使用することができない。

- (1) 専用給水装置のある家屋に居住する者
- (2) 自費で専用給水装置を設置することができると認められる者
- (3) 業務用又は多量の水を使用する者

(平31上下水管規程8・一部改正)

### 第2章 給水装置の工事

(給水方式)

第3条 給水の方式は、次のとおりとする。

- (1) 直結方式 給水栓まで配水管の水圧で直接給水する方式
- (2) 貯水槽水道方式 貯水槽水道(水道法(昭和32年法律第177号)第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)へ給水する方式

2 前項各号に掲げる方式は、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める基準に基づき、給水装置ごとに管理者が定める。

3 1建物には、直結方式と貯水槽水道方式を併用することはできない。ただし、管理者が認めた場合は、この限りでない。

(平31上下水管規程8・一部改正)

(工事の申込手続)

第4条 条例第10条第1項の規定による工事の申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書(様式第1号)に必要事項を記入の上提出しなければならない。

2 条例第10条第2項の規定により、工事の申込者が利害関係人の承諾を得なければならない場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該申込者は、それぞれ当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 他人の所有地を通過する工事を施行する場合 当該土地所有者の承諾書
- (2) 他の給水装置から分岐する工事を施行する場合 当該給水装置の所有者及びその他の利害関係人の承諾書

(3) 他人の土地又は家屋に工事を施行する場合 当該土地又は家屋の所有者の承諾書

(4) その他管理者が必要と認める場合 承諾書又は同意書

3 前項各号に定める工事について、その申込み後において増径等の変更申込みをする場合及び工事施行後に変更工事を行う場合においても同項の例による。

4 自己の給水装置から他人の給水装置を分岐させている者が、分岐給水管との連絡を切断し、又は分岐箇所を変更しようとするときは、あらかじめ当該分岐給水装置の所有者又は使用者に連絡しなければならない。

5 第1項の規定により工事の申込みをする場合は、1個のメーターを基準とし、各戸(箇所)ごとに1単位として給水装置工事申込書を作成する。ただし、アパート又は事務所等同一建物内に集合する給水装置にあっては、1棟の建物をもって1単位とする。

(平31上下水管規程8・一部改正)

(設計変更等の届出)

第5条 工事の承認を受けた者が、その設計を変更し、又はその承認を受けた工事を取りやめようとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

(工事申込みの取消し)

第6条 工事の申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込みを取り消したものとする。

(1) 工事施行承認の日から30日を経過後もその工事に着手しないとき。

(2) 分岐負担金及び工事費を指定の日までに納入しないとき。

第7条 削除

### 第3章 給水

(給水関係の届出)

第8条 条例第20条の2に規定する申込み及び第23条に規定する届出は、給水開始変更等申込(受付)書(様式第2号)又は給水中止申込(受付)書(様式第3号)により必要事項を記入の上提出しなければならない。

(平31上下水管規程8・一部改正)

(貯水槽水道設置者の届出義務)

第9条 貯水槽水道を設置しようとする者は、工事の申込みをする際に当該貯水槽水道の施設に関する図面を管理者に提出しなければならない。施設の内容について変更があった場合も同様とする。

(小規模貯水槽水道の管理基準)

第9条の2 条例第44条第2項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査に関する基準については、広島県飲用井戸等衛生対策推進要領(平成5年9月30日付け広島県福祉保健部長通知)に定めるところによるものとする。

(平31上下水管規程8・一部改正)

(水道メーターの設置場所の変更等)

第10条 水道メーター(以下「メーター」という。)の設置場所は、管理者が必要と認めた場合には、これを変更することができる。

2 前項によりメーターの設置場所を変更する場合及び給水装置の所有者の請求によりメーターの設置場所を変更する場合に要する経費は、請求者の負担とする。

(メーターの位置及び清潔保持)

第11条 メーターの位置は、点検に便利で、かつ、その維持管理に支障を来さない箇所でなければならない。

2 使用者は、メーターの点検又は維持管理に支障を来さないように、常にメーターの設置場所の清潔保持に努めなければならない。

### 第4章 料金及び分岐負担金並びに工事負担金

(月の定義)

第12条 料金算定の基礎となる「月」とは、隔月検針のものにあつては、前回の隔月定例日から次回の隔月定例日までを2か月とし、これを2分したものをいい、毎月検針のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

(使用水量の端数計算)

第13条 メーターの検針の際、使用水量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、その端数は、次回の検針による使用水量に算入するものとする。

(料金の徴収)

第14条 料金は、隔月検針のものにあつては、各月均等に使用したものとみなし、条例第30条に規定する区分により1か月分の料金額を計算し、隔月定例日の属する月の翌月及び翌々月分として徴収する。

2 毎月検針のものにあつては、その使用水量により計算した料金額を毎月定例日の属する月の翌月分として徴収する。

(料金等の納入期限等)

第15条 料金の納入期限は、次の各号に定めるところによる。

(1) 納付制の場合 納入通知書を発した日の属する月の末日

(2) 口座振替及び自動払込みの場合 管理者が定める指定振替日

(分岐負担金徴収の例外)

第16条 条例第36条の2第1項ただし書に規定する場合は、工専用又は臨時用の給水装置であって、その使用目的の終了と同時に廃止することが明らかなものとする。

(分岐負担金の納期)

第17条 条例第36条の2第3項ただし書に規定する場合は、次の各号に規定する場合とし、この場合における納期は、当該各号に定める期日とする。

(1) 官公署、公社、公団等が直接工事の申込みをする場合 工事しゅん工検査の日

(2) 道路舗装その他特別の理由により、宅地内に引込給水管を先行的に施行する工事の申込みの場合  
建物内部の工事の申込みの日

(平31上下水管規程8・一部改正)

(分岐負担金還付の特別理由)

第18条 条例第36条の2第4項ただし書に規定する場合は、次の各号に規定する場合とする。

(1) 分岐負担金を納入した後において、しゅん工検査前に申込みを取り消し、かつ、当該給水装置を撤去した場合

(2) 増径工事に係る分岐負担金を納入した後において、しゅん工検査前に設計変更等により当該申込みを取り消した場合

2 分岐負担金を納入した後において、しゅん工検査前に設計変更等により減径した場合は、減径後における分岐負担金との差額を還付する。

(平31上下水管規程8・一部改正)

(工事負担金の徴収等)

第19条 条例第36条の3の規定により配水施設の未設置地区に水道施設設置の申込みをしようとする者は、あらかじめ書面により管理者に申し込まなければならない。

2 管理者は、前項の申込みを受理したときは、内容を審査し、事業の運営に支障がないと認めたときは、当該水道施設設置に必要な費用の総額(当該工事申込者の所要水量に対応する工事費の額とする。)を超えない範囲内において工事負担金の額を決定し、申込者に通知する。

3 前項の水道施設設置に必要な費用は、直接工事費及び間接工事費の合計額とし、管理者が別に定める工事1位代価表その他により計算する。

4 第2項の規定による工事負担金の額を管理者の指定する日までに納入しないときは、第1項の申込みを取り消したものとみなす。ただし、管理者においてやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

5 条例第36条の3の規定により工事申込者から工事負担金を徴収して設置した水道施設の完成後5年以内に、当該施設から給水を受けるための工事申込者から徴収する工事負担金は、次の算式により計算して得た額とする。

$$\left( \text{総工事費} - \text{当初の工事申込者から徴収した工事負担金} \right) \div \text{施設完成後に予想される工事申込者の口径指数(別表に掲げる指数をいう。)} \times \text{工事申込者の口径指数}$$

6 前項の工事負担金は、工事着手前あらかじめ管理者の指定する日までに納入しなければならない。

(平31上下水管規程8・一部改正)

## 第5章 雑則

(職員証の携帯)

第20条 職員は、給水装置の検査、メーターの点検及び料金等の徴収に従事するときは、職員証(別図1)を携帯しなければならない。

2 職員は、関係者から請求があったときは、職員証を提示しなければならない。

(標識)

第21条 使用者の建物の門戸等には、標識(別図2)を掲げる。

(施行の細目)

第22条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行後であっても、改正前の尾道市水道給水条例施行規程により定められた様式は、当分の間、この規程の相当規定により定められる様式とみなして、使用することができる。

付 則(平成8年4月1日水管規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年3月26日水管規程第2号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成15年3月13日水管規程第3号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成15年6月30日水管規程第9号)

1 この規程は、平成15年7月1日から施行する。

2 この規程の施行日前に改正前の尾道市水道局公印規程等に定める様式等により処理されたもののうち、その効力、効果等が施行日以降に及ぶものについては、この規程による改正後の尾道市水道局公印規程等に定める様式等により処理されたものとみなす。

付 則(平成31年4月1日上下水管規程第8号)抄

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和元年12月16日上下水管規程第4号)

この規程は、令和元年12月16日から施行する。

付 則(令和2年3月12日上下水管規程第2号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和4年3月31日上下水管規程第3号)抄

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第19条関係)

(平31上下水管規程8・一部改正)

口径別(引込給水管の口径)	指数
20ミリメートル以下	1
25ミリメートル	1.7
45ミリメートル	5.7
50ミリメートル	9.9
75ミリメートル	27.2
100ミリメートル	55.9
150ミリメートル	154.0

様式第1号(第4条関係)

(表)

委任状	
委任事項及び委任者	次の給水装置工事の申込み、設計施行並びに負担金等、各種手数料の納入及び追徴還付があった場合その納入收受その他工事施行に関する一切の事項を次の者に委任する。  年 月 日 氏名 ㊟
委任代理人 (受任者)	上記の事項について受任しました。 (住所)  (氏名) ㊟

給水装置工事申込書		受付年 月 日	受付番号	整理番号	水 栓 番 号	
		許可年 月 日	第 号		第 号	
尾道市上下水道事業管理者 様				次のとおり給水装置工事を申し込みます。		建築物の名称等
1 尾道市水道給水条例その他関係諸規程を厳守します。 2 給水装置の維持管理には十分留意し、漏水等によって生じた損害は工事申込者において責任をもって負担します。 3 この給水装置工事について第三者からの異義の申立てを受けた場合は工事申込者において責任をもって解決します。 4 分岐負担金、手数料等については、尾道市水道給水条例を契約の内容とすることに合意します。						階層 階・給水戸数 戸
給水装置種類	<input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 共用 <input type="checkbox"/> 臨時	工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 引込 <input type="checkbox"/> 撤去	給水方式	<input type="checkbox"/> 直結 <input type="checkbox"/> 貯水槽有効容量	階階 m³
工 事 場 所				尾道市		審査承認 係長 課長 技術管理者
工 事 申 込 者				住所		受付 審査員 係員
				フリガナ		設計審査年 月 日
				氏名 ㊟		水圧 Mpa 水系
(給水装置場所) 土地所有者				<input type="checkbox"/> 申込者に同じ住所 住所 氏名 ㊟		被分岐管・種別 <input type="checkbox"/> 市有配水管 <input type="checkbox"/> 私有給水管
				氏名 ㊟		口径 mm
				管種		管種
(給水装置場所) 家屋所有者				<input type="checkbox"/> 申込者に同じ住所 住所 氏名 ㊟		検査承認 係長 課長 技術管理者
				氏名 ㊟		受付 検査員 係員
(委任代理人) 指定給水装置工事事業者				上記場所の給水装置工事を施行したいので許可願います。		しゅん工 年 月 日
				住所 氏名 ㊟		しゅん工 検査 年 月 日
分岐負担金等		口径mm	個	金額 円	設計審査手数料 円	残留塩素 mg/l
	新設メーター (A)				しゅん工検査手数料 円	
	既設メーター (B)				設計審査・しゅん工検査手数料取納年月日 年 月 日	
	計 (A - B)				口径 水栓番号	
				分岐負担金取納年月日 年 月 日		道路占用 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 国道 申請 尾水工第 号 年 月 日 許可 第 号 年 月 日

(裏)

承 諾 事 項 欄		
土 地 使 用 承 諾 書	承 諾 事 項	私の所有する土地に表記申込書の給水装置(管)の布設を承諾する。 後日に移設等の必要が生じた場合は、申込者と協議し両者で解決する。
	土 地 使 用 承 諾 者	(住所) (氏名) ㊟
	土 地 使 用 承 諾 者	(住所) (氏名) ㊟
	土 地 使 用 承 諾 者	(住所) (氏名) ㊟

分 岐 承 諾 書	承 諾 事 項	私の所有する給水装置から表記申込書の給水装置工事への分岐給水を承諾する。 後日出水不良が生じた場合は、申込者と協議し両者で解決する。		
	給 水 装 置 所 有 者	(住所) (氏名) ㊟	水栓番号第	号
	給 水 装 置 所 有 者	(住所) (氏名) ㊟	水栓番号第	号
	給 水 装 置 所 有 者	(住所) (氏名) ㊟	水栓番号第	号

出 水 不 良 ・ 維 持 管 理 の 誓 約 書	工事申込者	(住所) (氏名) ㊟
	<p>表記申込書のとおり給水装置工事を申し込みましたが</p> <p><input type="checkbox"/> 階建物へ直結給水する                      <input type="checkbox"/> 使用量に比べて給水管の口径が小さい</p> <p><input type="checkbox"/> 階建物の高置水槽へ直送給水する</p> <p>ため、水圧が低下し又は出水不良になっても異議の申立てをせず、自費をもって給水管の増径又は受水槽、ポンプ等設備の改良工事を申込者の責任において施行することを誓約します。</p> <p>また、敷地内及び建物内の給水装置についても申込者の責任において維持管理することを誓約します。</p>	

誓 約 書	(住所) 尾道市	丁目	番	号
	工事申込者	町	番地	
	(氏名) ㊟			
<p>表記申込書のとおり給水装置工事の申込みをしましたが、この場所には使用者が常駐していませんので、維持管理、水道料金等の支払等について、次のことを誓約します。</p> <p>1 給水装置の維持管理には十分留意し、盗水、漏水等によって起きた水量についても、私方で責任をもって負担します。</p> <p>2 渇水時等には、水の濫用はいたしません。上下水道局の指示により水の使用を制限されることがあっても異議の申立てをしません。</p> <p>3 水道を使用しなくなったときは、直ちに自費をもって当該給水装置を全部撤去します。</p>				

備 考	項 目	良	否	基 準	<input type="checkbox"/> 公共下水道  <input type="checkbox"/> 浄化槽
	濁 り			2度以下(指針0.1以下)	
	色			5度以下	
	臭 気			異常でないこと	
	味			異常でないこと	
残留塩素			遊離で0.1mg/l 以上		

様式第2号(第8条関係)

開 始 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 給水 申込(受付)書  
 変 更 等 受付者 \_\_\_\_\_

尾道市上下水道事業管理者 様 尾道市水道給水条例の規定により申し込みます。

給 水 装 置 地 所 在 地	尾道市 丁目 番 号 アパート名 棟室番号 町 番地
使 用 者 (料金納入者)	フリガナ 名 義 TEL

代 理 申 込 者	氏 名 TEL
-----------	---------

給 水 装 置 者 所 有 者	フリガナ 氏 名 TEL
	住 所

異 動 月 日	水 栓 番 号	用 途	地区整理番号
月 日		家・業・臨・( )	～ ～

開 始	変 更 区 分	
前使用者名・新築	名 義	発 送 分
	戸 数	訂 正
水が出る・出ない	旧	
	↓	
送付先	新	

様式第3号(第8条関係)

\_\_\_\_\_年 月 日

給水中止申込(受付)書

受付者 \_\_\_\_\_

尾道市上下水道事業管理者 様

尾道市水道給水条例の規定により申し込みます。

給 水 装 置 地 所 在 地	尾道市 丁目 番 号 アパート名 棟室番号 町 番地
使 用 者 (料金納入者)	フリガナ 名 義 TEL

代 理 申 込 者	氏 名 TEL
-----------	---------

異 動 月 日	水 栓 番 号	用 途	地区整理番号
月 日		家・業・臨・( )	～ ～

型	口 径	メーター番号	指点数	前回 指点数	メーター 位 置	備 考
	mm					リング止・止水栓


精 算 方 法	・口座 ・直納 ・その他( )
転 居 先 (請求先)	(〒 — )

精 算 方 法	・現地精算	前回検針時使用水量	月分	円
前回検針日	月 日	m <sup>3</sup>	月分	円
精 算 日 時	月 日	精算分使用水量	精 算 分	円
午前・午後 ( )			合計料金	円
精算指点数 - 前回指点数 精算分使用水量 m <sup>3</sup>				



別図1(第20条関係)

(表)

第 号

尾道市上下水道局職員証
職名.....
氏名.....
年 月 日生
現住所.....
年 月 日
尾道市上下水道事業管理者

(裏)

写 真
(注 意)
1 この証は、職員の身分を明確にするため常に携帯しなければならない。
2 この証は、関係人の請求があったときは速やかに提示しなければならない。
3 この証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4 この証を亡失、損傷したときは経営総務課長に届出、再交付を受けなければならない。

別図2(第21条関係)



様式第1号(第4条関係)

(平31上下水管規程8・令元上下水管規程4・令2上下水管規程2・一部改正)

様式第2号(第8条関係)

(平31上下水管規程8・一部改正)

様式第3号(第8条関係)

(平31上下水管規程8・一部改正)

別図

(平31上下水管規程8・令4上下水管規程3・一部改正)